

# 第5回群馬県レジェンドCUPゴルフ場対抗競技予選

## 第1会場：グロスの部・新ペリアの部

■開催日：平成29年6月9日(金) ■開催コース：伊香保国際カンツリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。本書に記載のない事項や追加変更がある場合は、競技規定やプレーヤーへの通知文書または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は2打とする。

### ローカルルール

1. 使用ティーマーカーは、男子=白ティ、女子=赤ティとする。
2. アウトオブバウンズ (規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。  
赤城コース6番と7番ホール、同7番と榛名コース6番ホール及び榛名コース3番と5番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて現にプレーしているホール以外の場所に止まった球はアウトオブバウンズの球とする。
3. 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。  
パッティンググリーン前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイント (スタンスの障害は除く)
4. ラテラルウォーターハザード (規則 26-1)  
ラテラルウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。
5. 動かさない障害物 (規則 24-2)
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝 (その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域 (その動かさない障害物とみなす)
  - (d) 道路に接するわだち
  - (e) 黄・黒の縞杭。(本競技には適用しない)
6. コースと不可分の部分
  - (a) 樹木やその他恒久的な物件に巻き付いたり、密着させてあるもの。
  - (b) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭で出来た構造物。
7. 電磁誘導カート用の2本のレール  
榛名コース3番ホールに設置された電磁誘導カート用の2本のレールは全幅をもってプレー禁止の修理地とする。球がこのカート道路上にあたりスタンスがかかる場合は、規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
8. 予備グリーン  
クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地 (スルーザグリーン) とし、その上に球があたり、スタンスがかかる場合競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
9. 地面に食い込んだ球  
スルーザグリーンで地面に食い込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて拭き、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所出来るだけ近いところにドロップすることが出来る。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

10. プレーヤーの球が偶然に動かされた場合  
 プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディや携行品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
11. コールオンについて  
 ショートホールにおいて後続の組がティーインググラウンドで待っている時には、前の組との間隔を考慮したうえで全員の球をマークして拾い上げプレーヤーの判断で後続の組にティーショットを打たせる事が出来る。このとき後続組の各プレーヤーは自分の球が先行組のプレーの妨げになったり援助になるときは、球を拾い上げて良いと許可を与えたものとする。
12. ローカル・ルールの変更又は追加の時は、クラブハウス内に掲示する。

## 競技の条件

1. 競技委員会の裁定  
 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
2. 使用球の規格（ゴルフ規則 177 ページ参照）  
 『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』
3. 使用クラブの規格  
 『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』（ゴルフ規則 176 ページ参照）
4. ゴルフシューズ  
 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
5. 競技終了時点  
 競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
6. 競技の成立  
 悪天候等により、プレーヤー全員が 18 ホールを消化できない場合は 9 ホールに短縮して競技成立とする場合がある。
7. ホールとホールの間での練習禁止（規則 7.2 注 2）  
 『規則付 I (B)5b』（ゴルフ規則 181 ページ参照）  
 但し、練習グリーンに於けるパター練習はできる。
8. プレーの中断と再開
  - (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
  - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。
  - (3) プレーの中断と再開の合図について  
 通常のプレー中断                   : 短いサイレンを繰り返し鳴らして通報する。  
 険悪な気象状況による即時中断   : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
 プレーの再開                         : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

## 注 意 事 項

1. 競技の条件4項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
2. 競技委員会は、競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱(24球)を限度とする。
4. 距離計測器の使用は不可とする。但し、カート備付けのナビ機能は使用可とする。
5. コース内は携帯電話の使用を禁止する。(但し、競技委員は緊急時に使用する事がある)
6. 選手の変更は、組合せ送付後は開催コースへ届け出る。当日はスタート時間30分前までに競技委員へ届け出ること。

事務局：027-253-2570

開催コース：0279-22-1270

競技委員長 安齋 元芳